

**委任 宅建 H14-10-1 《#597》**

**【問】 正誤をつけよ。**

Aが、A所有の不動産の売買をBに対して委任することを考えている。不動産のような高価な財産の売買を委任する場合には、AはBに対して委任状を交付しないと、委任契約は成立しない。

**【答え】 誤り**

**《ポイント》 委任【★頻出基本】**

委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。（民法 643 条）

⇒ **書面不要**

**※ 民法の原則**

**原則** 契約は**合意**によって成立する（**書面不要**）

**例外** **保証契約**（**書面必要**）